

春日部市規則第 57号

春日部市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 28 日

春日部市長

若石 弘

春日部市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

春日部市屋外広告物条例施行規則（平成26年規則第57号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(許可の証票及び押印の様式) 第11条 条例第14条第1項の規則で定める許可の証票は、屋外広告物等許可証（様式第9号）のとおりと <u>する。ただし、やむを得ない事由により様式に定める寸法により難しいときは、これを縮小して使用することができる。</u>	(許可の証票及び押印の様式) 第11条 条例第14条第1項の規則で定める許可の証票は、屋外広告物等許可証（様式第9号）のとおりと <u>する。</u>

- (2) 様式第9号を次のように改める。

様式第 9 号（その 1）（第 11 条関係）

屋外広告物等許可証		
許可番号	第	号
許可期限	年 月 日	
春日部市		

6 c m

4 c m

様式第9号（その2）（第11条関係）

屋外広告物等許可証		
許可番号		
第	—	号
許可期限		
年	月	日
春日部市		

5 c m

5 c m

附 則

この規則は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。